

松阪市施設使用料等の見直し方針

令和3年2月
松阪市

1 現状及び目的

松阪市における現行の施設使用料は、消費税増税に伴う改定を除くと、長年据え置かれています。そのため、多くの施設においては、合併前の旧市町単位で設定した使用料をそのまま継続しており、平成17年1月1日の合併後15年が経過するなかで抜本的な見直しは行われておらず、使用料の算定方法も全市的に統一されていない状況にあります。

しかし、公共施設の運営や維持管理に要するコストの多くは、市民が納める税金で賄われているため、施設を「利用する人」と「利用しない人」との負担の公平性の検証を行い、統一的な視点で施設使用料の見直しが必要となっています。また、施設使用料の減額・免除規定においても、全市的に統一した基準が整備されていない状況です。

このような現況から、公共施設を「利用する人」の負担（受益者負担）の適正化に向け、施設使用料の算定基準及び減額・免除基準について見直します。

2 使用料の考え方

(1) 基本ルール

使用料は、以下の算定方法により算定することにします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合} \times \text{利用者区分率} \times \text{減免率}$$

(2) 原価について

原価は、利用者に直接係る経費（A）と施設の運営や維持管理に要する年間行政コスト（B）をもとに算定を行います。また、積算にあたっては、年度間の格差を平準化するため、原則として過去3年間の平均額を用います。

区分	項目	説明
A	①直接人件費	直接、利用者の対応・処理に係る経費
B	②物件費	光熱水費、委託料、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
	③維持補修費	修繕や維持補修工事費など、施設及び設備機器の維持補修に係る経費
	④備品購入費	備品等の購入費を使用年数で割った当該年度相当分

①直接人件費

- ・利用者に直接かかる経費のみを算入します。
- ・直接人件費は、「基準人件費時間単価」×「処理時間数」とします。
- ・基準人件費は、過去3年間における職員1人当たりの平均人件費（給料、手当及び共済費）の平均とします。

②物件費

- ・施設において雇用されている現業職員等の施設の維持管理に係る人件費は、賃金等として物件費に算入します。
- ・敷地が借地である場合、借地料は物件費に算入しません。

③維持補修費

- ・日常的に発生する補修費を算入します。
- ・小規模な修繕工事は維持補修費としますが、個々に判断します。

④備品購入費

- ・備品購入費は、「取得価格」÷「使用年数」とします。
- ・使用年数は、想定される使用期間とします。

⑤その他

- ・施設建設費及び改修工事費については、社会資本は行政の責任で整備するものという考えのもと、算入しません。
- ・用地取得費は算入しません。
- ・複合施設等は、施設全体に係る経費を面積按分により算出し算入します。ただし、それぞれの正確な数値の算出が可能な場合は、それを優先します。

(3) 原価計算について

①会議室等

会議室等、ある一定の室（区画）を、貸し切りで一定時間利用する施設の原価は、直接人件費と $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$ あたりの行政コストに室面積と使用時間を乗じたものとを合計します。なお、年間使用可能時間については、条例等により算定した最大の使用時間とします。

$$\text{原価} = \text{直接人件費 (A)} \\ + 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの行政コスト} \times \text{室面積} \times \text{使用時間}$$

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの行政コスト} = \\ \text{年間行政コスト (B)} \div \text{室面積の合計} \div \text{年間使用可能時間}$$

②個人利用施設

プールやトレーニングジムなどのように、ある一定の部屋（区画）を同時に不特定多数の利用者が利用する施設については、利用者1人あたりの原価を算出します。なお、年間施設利用可能者数については、1日あたり施設の最大の利用可能人数に条例等により算定した使用可能日数を乗じたものとします。

$$\text{原価} = \text{直接人件費 (A)} + 1 \text{人} \cdot 1 \text{回あたりの原価}$$

$$1 \text{人} \cdot 1 \text{回あたりの原価} = \frac{\text{年間行政コスト (B)}}{\text{年間施設利用可能者数}}$$

(4) 性質別負担割合について

使用料は、特定の利用者だけが得られるサービスの対価として支払うものであるため、性質別負担割合は100%を原則としますが、体育館や文化ホールなど、公共性が高く、かつ、民間による提供が難しい施設（非市場的施設）は、性質別負担割合を50%とします。

また、図書館など法令等により使用料が無料とされている施設や、市が条例により政策的に無料としている施設については、性質別負担割合を0%とし、受益者負担を求めないこととします。

①会議室

地区市民センターや公民館などの会議室は、特定の利用者が使用するものであるため、施設用途に関わらず、原則、負担割合は100%とします。

②テニスコート・グラウンド等

テニスコート、サッカー場、ソフトボール場などの屋外グラウンドについては、性質別負担割合は100%とします。

③体育館

プロスポーツチームの本拠地など一部民間体育館もありますが、非常に大きな空間を持った施設のため、維持管理費が高くなること、また、利用者一人当たりの使用面積が他の用途と比較して大きくなることから、利用者負担のみによる運営は困難なこと、また、市民の健康増進のための施設でもあることから、負担割合を50%とします。ただし、トレーニングジムや卓球場など、民間での提供が可能である部分については、負担割合は100%とします。

④文化ホール

文化ホールの運営には多大な費用が掛かるため、そのすべてを利用者が負担することは困難であること、市民の文化教養の向上を目的としていることから、負担割合を50%とします。ただし、文化ホールに付随する会議室や多目的ホールなど、民間での提供が可能である部分については、負担割合は100%とします。

⑤公園

公園は自由に利用できる施設であるため、性質別負担割合は0%（無料）ですが、専用使用する場合は、負担割合は100%とします。

⑥図書館

図書館法（昭和25年法律第118号）第17条に、「公立図書館は、入館料 その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と定められています。したがって、性質別負担割合は0%（無料）となります。図書館内にある自習室や会議室などは、法令では無料と定められていませんが、自習室は無料とし、会議室は負担割合100%とします。

(5) 上限・下限設定について

施設使用料の改定にあたっては、利用者への急激な負担を抑制する措置として、見直し後の使用料の上限を改定前の施設使用料の原則1.5倍までとします。

また、施設老朽化により、修繕費等の維持管理経費の増加が見込まれることから、下限については原則0.75倍までとします。

(6) 利用者区分率について

受益者負担の公平性を確保するために、利用者区分による乗率は次のとおりとします。

①利用者区分を設定する場合は、次のとおりとします。

種別	大人	高校生	小中学生	乳幼児	障がい者
乗率	1.0倍	0.75倍まで	0.5倍まで	0.25倍まで	0.5倍まで

※障がい者とは、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による手帳の交付を受けている方です。

②市民、市民以外の利用者区分を設定する場合は、市民以外の乗率を3倍までとします。

③個人、団体（団体割引）の利用者区分を設定する場合は、団体割引の乗率は、0.8倍までとします。

④営利目的、興業目的の利用者区分を設定する場合は、その乗率を3倍までとします。

(7) 算定の例外について

政策的に特定の施設の利用促進を向上させるなどの目的や、近隣自治体の類似施設や民間施設との状況を鑑み、算定の結果と異なる使用料を定める場合は、庁内で別途協議を行い決定するものとします。

(8) 時間帯・曜日別料金について

夜間、休日など特定の日や時間帯に利用が集中し、それ以外の日や時間帯の稼働率と比べ極端に差がある施設については、利用者の分散化、稼働率の向上を図るなどの観点から、利用状況、利用実態を踏まえ、時間帯別、曜日別に料金を設定できるものとします。

(9) 使用時間区分について

使用料設定は時間帯による区分を基本とするものとします。また、テニスコート等の同用途施設の使用時間区分については、施設ごとの利用実態等を勘案の上、できる限り同一の区分とするものとします。

(10) 端数処理について

使用料に10円未満の端数が生じる場合、その端数は切り捨てるものとします。

3 同種・同用途施設の原価計算について

同種・同用途の施設の使用料については、各施設間の使用料の差をなくし、使用料を同じにする方が、市民にとって分かりやすいのではないかという意見がありますが、使用料を統一すると、原価の低い施設の利用者は、その施設を利用するたびに、原価の高い施設の経費を負担することになり、受益者負担の原則から外れるため、施設ごとに原価を計算します。

ただし、地区市民センターや公民館など、「同一条例に規定された施設で、設置目的が同じものは、その施設全体の原価を平均したものを使用料とすることができる。」とします。

4 減免基準についての考え方

(1) 減免基準の基本的な考え方

現在、各施設の減額・免除の考え方は、提供すべきサービスの性質や施設の機能等によって対応が異なっていますが、社会教育・福祉・地域住民団体などの活動の支援・社会参加の促進等の観点から一定の効果を挙げています。

しかし、減額・免除に相当する負担は公費で補うことになり、受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から考えると、減額・免除については、政策的かつ特例的な措置として適用を限定すべきといえます。

そのため、使用料の減額・免除は、真に必要なものに限定するという考え方の下、減額・免除制度を見直すこととします。

(2) 減免基準

①全施設共通の基準【条例に必須記載】

市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき	免除
施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき ※指定管理施設のみ記載	免除

市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用する時	免除
その他市長が特に必要と認めるとき (施設の設置目的を考慮し、特別の事情があると認めるとき)	減額 又は 免除

②施設ごとの基準【条例に任意記載】

全施設に共通の基準に加え、各施設において減額・免除の対象を定める場合は、政策的・特例的措置として限定適用されるものであることを十分考慮し、公共性に乏しく趣味的な要素が強い活動による利用は減免の対象にしない等、誰から見ても必要と考えられる範囲で設定します。

(3) 減免率の設定

できる限り簡素な料金設定とすることが望ましいことから、原則、免除(100%)と減額(50%)の2段階とします。

5 附属設備に係る使用料について

(1) 冷暖房設備に係る使用料について

貸室の利用と同時に冷暖房設備を利用している状況、適切な利用環境を保つために冷暖房の利用が必要不可欠になっている現状(夏の熱中症対策や冬の防寒対策、24時間換気など)、分かりやすい使用料設定の観点から、原則として冷暖房に対する加算は行わないこととします。

(2) ナイター設備に係る使用料について

テニスコートやグラウンドのナイター設備については、それにかかる電気料金を使用料に反映させます。ただし、原価算出時における光熱水費については、その電気料金を控除します。

(3) その他の付帯設備・備品等の使用料について

文化施設等の音響設備や調光設備のように、施設の利用とは別に利用者の意向によって使用するものや個別に経費が発生するものについては、個別に料金を定めます。

6 その他

(1) 使用料等の見直し方針の適用について

当方針を適用した使用料の改正については、施設利用者や関係機関への説明を行い、適切な周知期間を設け、原則、令和4年4月1日から適用することとします。

ただし、指定管理施設においては、利用料金制を採用しており、料金改定を行うことにより指定管理者の収支に影響を与えることから、別途、指定管理者との協議を行うことにより実施時期を決定するものとします。

(2) 今後の見直しサイクルについて

受益者負担の公平性を確保するために、経済状況、社会動向、提供するサービス内容等を勘案したうえで、原則5年毎に定期的な見直しを行うこととします。

松阪市施設使用料等の見直し方針

発行 令和3年2月

三重県松阪市企画振興部市政改革課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

[TEL] 0598-53-4103

[FAX] 0598-25-0825